

特定疾患医療受給者等の更新申請について

留萌保健所では、平成18年度の特定疾患及びウイルス性肝炎・橋本病医療受給者証の更新申請の受付を次のとおり行いますので、期間内に手続きされるようお知らせします。

なお、申請書類を紛失した場合は、来所もしくは下記へ問合せください。(なお、郵送による申請書類の請求には、返信用の90円切手を同封願います。)

■ 申請先及び問合せ先

北海道留萌保健所

子ども保健推進課保健予防係

〒077 0027 留萌市住之江町2丁目

☎0164 42 8324

天塩支所調整係

〒098 3396 天塩町新栄通2丁目

☎2 1151

提出に必要な書類 昨年度受給者証交付(郵送)の際、平成18年度分を送付済。

必要な書類	受給者証種別	特定疾患の方		ウイルス肝炎及び橋本病の方	
	保険の種類等	社会保険等の方※1)	国民健康保険の方	緑色の受給者証	オレンジ色の受給者証
① 現在お使いの受給者証写し		○	○	○	○
② 臨床調査個人票		○	○	○	×
③ 世帯全員の住民票		○	○	※3) ○	○
④ 健康保険証の写し		○	○	○	○
⑤ 世帯調書		×	○	非課税世帯のみ	○
⑥ 同意書		同封の方のみ	同封の方のみ	×	×
⑦ 所得税額等を証明する書類		生計中心者分※2)	世帯全員分※2)	非課税世帯になった方のみ世帯全員分非課税証明書	世帯全員分非課税証明書

※1) 社会保険等。社会保険、各種共済、船員保険等。

※2) 1人につき、源泉徴収票、確定申告書本人控、道・市町村民税課税または非課税証明書(非課税世帯のみ)のいずれか。

※3) 非課税世帯は世帯全員分を提出し、課税世帯は患者本人でも可。

申請期間 平成18年7月3日(月)～8月31日(木)

障害者相談員のお知らせ

北海道は、障害のある方やその家族からの相談に応じたり、関係機関との協力連携により必要な指導などをおこなう障害者相談員を各市町村に設置しています。

幌延町の障害者相談員には、次の方々が委嘱されましたのでお気軽にご相談ください。

委嘱期間 平成18年4月1日から

平成20年3月31日までの2年間

身体障害者相談員

相澤 秀典(字幌延105番地28)

☎5 1001

知的障害者相談員

山田 洋司(5条南2丁目1番地15)

☎5 1729



五月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

柏餅人それぞれに生命線
 柏餅餓鬼大将は征きしまま
 就職が決まり青天柏餅
 柏餅触れて少女にふと戻る
 柏餅食す幸せ古希迎う
 正直はよき事なると柏餅
 友の来て尽きぬ話や柏餅
 葉脈の確かなるもの柏餅

藤岡 芙美
 横山 貞雄
 小林喜久美
 沢田 小浪
 奥田 広吉
 佐藤 光朗
 福田 敏
 田中 徹男